

第 6688 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 5月 26日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 海外に居住していて印鑑証明書が取得できない場合

Q : 父が亡くなり、遺産分割協議をしています。協議書には印鑑証明書が必要とのことですが、姉は海外に居住していて印鑑証明書が取れません。このような場合は、どうしたらいいですか？

A : 次の方法によります。

【解説】

相続税では、相続人が取得した相続財産について、配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例を受けようとする場合は、遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し、その他一定の書類を添付して申告しなければならないとされており、この遺産分割協議書には、全ての相続人の署名捺印と、その印について住所地の市区町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要とされています。

しかし、お尋ねのように、相続人が海外に居住しているという場合は印鑑証明書がとれませんので、この場合には次の書類を添付すればよいこととなっています。

- ①居住地国の日本公館(領事館)で印鑑証明書の発行を取り扱っている場合は、その日本公館が発行した印鑑証明書
- ②居住地国の日本公館で印鑑証明書の発行を取り扱っていない場合には、その日本公館が発行した署名及び捺印証明書
- ③在外邦人の一時帰国中に遺産分割協議が成立した場合には、日本の公証人による遺産分割協議書のその者の署名についての証明



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】